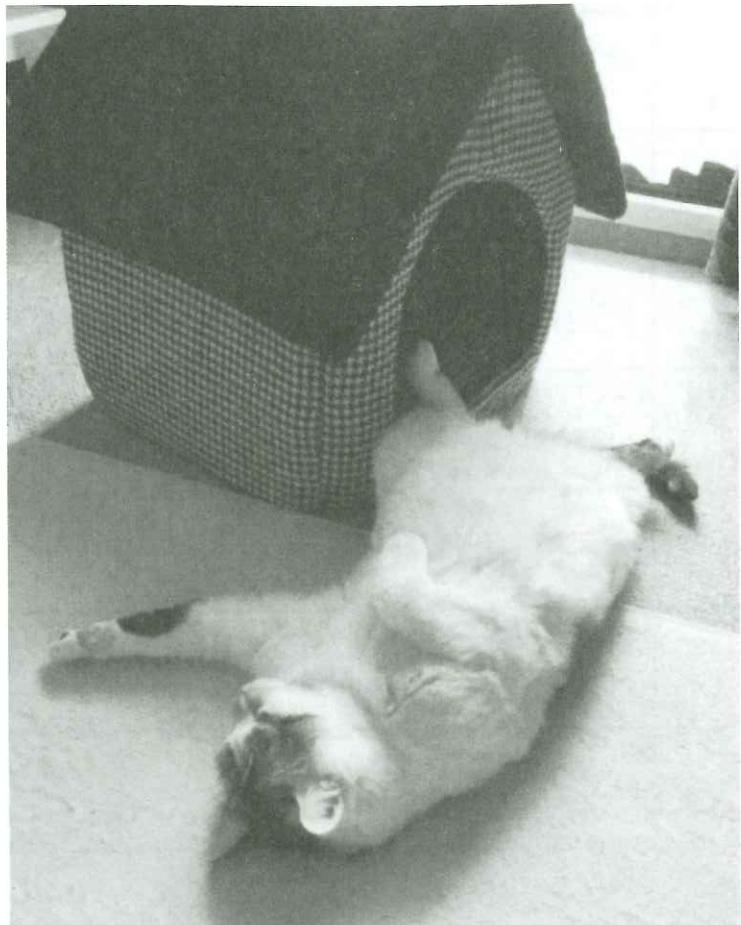


一人暮らしで猫3匹、でもこれなら安心



飼い主さんが亡くなり、「わんにやお信託®」により里親のところへ行ったマンチカンのななちゃん

飼い主さんは亡くなり、「わんにやお信託®」により里親のところへ行ったマンチカンのななちゃん

飼い主さんが亡くなり、「わんにやお信託®」により里親のところへ行ったマンチカンのななちゃん

新しい里親さんのものとへ。最初の里親さん宅になじめず、一度PLNで引き取りましたが、その後新しい里親さん宅へ行きました。みいちゃんは2018年に16歳で亡くなるまでの間、何度も最初の

飼い主さんと面会も果たせました。現在「わんにやお信託®」を締結しているのは4名です。ペットのフードやワクチン代など、毎年払っているものですが、生涯飼育費用となる「工

シジエル料金」を計算するところかなりの額になりますので、なかなかハードルが高いのかなとは思っています。

でも、まずはしくみをつくらないと。そう思つて頑張っています。

ほかにPLNではどんな活動をされてていますか

シニア世代の方たちに、楽しくペットと過ごしていただきたい。そういう思いで、飼い主さんたちの出会いと交流の機会をつくっています。ペット同伴のフラメンコライブや猫好きのおひとりさまオフ会など、どのイベントもなかなか盛況ですよ。ほかにも誰もが安心してペットと暮らせるまちづくりに貢献できるような活動を続けていきたいと思っています。

会員の方にはペットといつまでも一緒に暮らしていくための情報提供やイベント・セミナー、飼育サポートシステムなどの優待制度もあります

飼い主の死後、ペットの世話をしてほしい人に財産を遺す方法があります。例えば、遺言で自分の死後ペットの世話をしてほしい人に、ペットの世話を負担するかわりに遺産を遺贈する「負担付遺贈」や、飼い主と死後ペットを世話する人との間でペットの世話をする契約を結ぶ「負担付死因贈与」などです。ただし、これらのことだと、遺産だけ

は、飼い主さんが死亡したり、施設へ入るなど、もうPLNでは「わんにやお信託®」のセミナーを開いている。高齢者だけでなく、一人でペットを飼っている30~40代の参加者も多いという

②飼い主が亡くなったり施設に入るなどして世話ができなくなつた場合、PLNが里親を探します。この際に信託財産付きであることは伏せることを告げ、引き渡す。所有権は生涯PLNにある。

③里親が見つかつたら信託財産付きであることを見つかります。この際に信託財産付きであることは伏せることを告げ、引き渡す。所有権は生涯PLNにある。

④PLNは動物愛護団体、ボランティア、獣医師等の協力のもと、ペツ

トの飼育状態を定期的にチェック、終生見守る。ペットの飼育費用は、PLNが領収書確認の上、信託会社から見守り、葬儀・供養までを行います。

⑤ペットが亡くなつた場合は飼い主の希望に沿つて葬儀・供養を行う。